

平成 27 年度

第 4 回 静岡県総合教育会議

議事録

平成 27 年 12 月 17 日 (木)

## 第4回 静岡県総合教育会議 議事録

1 開催日時 平成27年12月17日(木) 午前9時20分から10時50分まで

2 開催の場所 県庁別館8階第1会議室A、B、C、D

3 出席者 知 事 川 勝 平 太  
教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 溝 口 紀 子  
委 員 斉 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃

地域自立のための「人づくり・学校づくり」  
実践委員会副委員長 池 上 重 弘

### 4 議 事

- (1) 新しい実学の奨励
- (2) 大学、大学院の充実
- (3) 教育に関する「大綱」(素案)

#### 【開 会】

事 務 局： それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回総合教育会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます文化・観光部総合教育局長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日は加藤委員が御欠席、溝口委員が少々遅れると御連絡を承っております。また、本日は地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の池上副委員長に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付しました次第にありますとおり、新しい実学の奨励、大学、大学院の充実、教育に関する「大綱」(素案)であります。

それでは、開会に当たりまして、知事から御挨拶申し上げます。

川 勝 知 事： おはようございます。

今日は美しい花を飾っていただきましてありがとうございます。グリーンバラは珍しいですね。濃いピンクのガーベラ、アメリカンフォーリー、ヒイラギもあります。それから白やピンクの花はランキユラス、赤い花はカーネーションですね。

さて、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会の副委員長をお務めの池上重弘静岡文化芸術大学教授に御参加をいただきました。お礼申し上げます。

池上先生は、「教職員及び高校生の国際化」について皆様方に御協議をいただきました第2回総合教育会議にも御出席をいただきました。池上先生は文化人類学が御専門で、静岡文化芸術大学では多文化共生に関する研究をされています。県内の大学、大学院の事情にも詳しい方でございますので、本日のテーマにうってつけのお方ということでございます。

本日の議事につきまして、議題は先ほど御紹介しましたとおりであります。まず新しい実学の奨励につきまして、本県は「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～」を県政運営の基本理念に掲げまして、県民幸福度の最大化を目指して取り組んでおります。

近世にせよ、近代にせよ、日本は学問・教育を基礎にして国づくりをしてまいりました。国づくりには、それに応じた実践的な学問が要るわけでございます。

今は地方創生の時代でございます。大地に立脚した地域学をすべきであります。しかし、これは郷土自慢ではありません。世界クラスの資源群、富士山が世界文化遺産に登録されたのが2年半前ですが、それを皮切りにお茶畑が世界農業遺産になり、あるいは南アルプスはエコパーク、いわゆるバイオスフィアリザーブとして認定される、最近では韮山の反射炉が世界文化遺産になるなど、こうしたものが23件に上るようになりました。

文字どおり世界クラスの静岡県としての立ち位置が現れてきました。世界の人々の目が、県に、あるいは県民に注がれている時代に入っております。東京の外れであるとか、東京に憧れるという時代ではありません。世界の中で存在している静岡県、また静岡県民として、そして地域自立の、言い換えますと東京から自立をした、地方創生であります。

これまでは、東京的な、言い換えますと、欧米の学問を利用することを通して、欧米の学問の知的体系に合った国づくりをしてきました。

欧米の学問の一番の基礎は自然科学だと思いますけれども、科学革命ということが17世紀に起こりまして、それは真理を発見するという事です。その真理というのは、背景には神の神秘を理性で明らかにしていくことがありまして、そこにはキリスト教的な学問が背景にあります。

日本の学問は、近世は立派な人間になること、つまり、徳のある人間をつくるということが儒学の基礎でありました。そのことを通して家を整え、また国を治め、天下を平和になされたのです。

ですから学問の目的が今とは違います。今は地方創生です。ちなみにその昔は仏教ですが、仏教は基本的に鎮護国家です。国の平安を、加持祈祷を通して祈ることがございました。

それぞれ学問の目的がありますが、今の目的は地方創生で、世界の中における静岡県の自立を基礎づけるための学問が必要であります。

人はそれぞれ知的存在ではありません。身体を持っておりますので、心身のバランスのとれた、富士山のようなバランスのとれた品格のある国づくり、地域づくりをしていくと、こういうことが課題になっております。

大学、大学院の充実につきましては、“ふじのくに”の基礎は人づくりでございます。本県を牽引し、国際社会で活躍できる有為な人材を育成・確保していくには、若者、青年が魅力を感じる高等教育機能、あるいは高等研究機能の充実、すなわち大学、大学院の充実が課題でございます。

さて、教育における大綱（素案）について申し上げます。

本日は教育における大綱（素案）について御協議を賜ります。大綱は、本県の最上位計画である静岡県総合計画後期アクションプラン及び、私が本部長として平成26年3月に策定いたしました静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画との整合性を図るとともに、この4月から総合教育会議で協議し合意された事項を網羅する形で策定いたします。

本日いただきました御意見を反映したものを、次回の総合教育会議で最終案として御提示申し上げます。

国づくりの基礎はリーダーシップ、繰り返しますが、人づくりは、教育でございます。国内外の関わりを呼ぶ魅力ある地域づくりのためには、静岡という風土に根差した新しい実践的な学問と教育が必要でございます。

我々は、大都会では学ぶことのできない静岡らしさを追求し、“ふじのくに”静岡の人も大地も魅力の最大化を図り、人々を引き付け、憧れを呼ぶ、“ふじのくに”の理想郷を一緒につくってまいりたい、オール静岡で教育による地方創生に取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞよろしく願いをいたします。

事務局： ありがとうございます。

次に、木苗直秀教育長から御挨拶をいただきます。

木苗教育長： 皆さん、おはようございます。教育委員会を代表いたしまして御挨拶申し上げます。

これまで、過去3回の総合教育会議で議論された、高校生の国際化、人材バンク、そして地域スポーツクラブについては、知事と推進することで合意がなされたため、現在、知事部局と協議しながら実現に向

けて準備を進めております。これらは、総合教育会議開催の大きな成果だと考えております。

さて、本日の議題となっております、新しい実学の奨励につきましては、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会において、2回にわたり中身の濃い議論をしていただいたと聞いております。

新しい実学の奨励に関する最近の話題が、2点ほどございますので紹介します。

先月、11月16日に、私たちは移動教育委員会でスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定されております、焼津水産高校を訪問いたしました。生徒や教職員、学校の活動を支える関係者の皆さんと話し合いをしました。

将来の夢と自分の進む道を定めている高校生諸君の瞳は、非常に力強く輝いて見えました。また、学校のいろいろな活動は、地域の方々の支援なくしては成り立たないということも痛感いたしました。

また今月、12月3日には県立富岳館高校がキノコの抽出成分を活用した二酸化炭素削減素材の開発によりまして、地球温暖化防止活動環境大臣賞を受賞いたしました。校長先生と生徒が教育委員会へ表敬訪問をしてくださいますので、その内容について、詳しく御説明をいただきました。

このように、本県では他の高校でも農業クラブの全国大会、あるいは食品、園芸分野での競技会で各賞を受賞しております、彼らの活躍は非常に頼もしい限りであると思っております。

教育委員会といたしましても、実学におけるこのような活動を積極的に支援していきたいと思っております。

また、2つ目の議題であります大学、大学院の充実につきましては、私の前職は県立大学の学長でしたけれども、非常に関心の高い議題でもあります。現在は教育長という視点でいろいろと議論させていただきたいと思っております。

あわせて、今回は教育に関する大綱について、素案を提示していただきますので、次回、第5回総合教育会議で最終決議に向けて議論を深めていきたいと考えております。

いずれの議題におきましても、今後の静岡県の教育の未来を見据えた議論を行うこととなりますので、教育委員会といたしましては、本日の総合会議での意見交換を大いに期待しております。よろしく願いいたします。以上です。

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は3つの議事を、一つずつ協議をお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、川勝知事にお願いいたします。

川 勝 知 事： それでは、次第に基づきまして本日の議事を進行してまいります。  
議事は、新しい実学の奨励、大学、大学院の充実、教育に関する「大綱」（素案）でございます。  
まずは新しい実学の奨励につきまして、協議いたします。  
事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局： 事務局から説明いたします。  
本編資料の2ページをお開きください。  
この2ページでございます、資料1「『新しい実学』の奨励に関する3つの視点」を御覧ください。  
実践委員会の意見を踏まえまして、本日の協議のために知事から3つの視点が提示されております。  
1つ目は、「地域学を基盤とし地域等と連携した『新しい実学』を充実させるための方策」でございます。  
具体的には、地元企業の経営者、世界で活躍する芸術家といった外部講師を積極的に招聘すること、あるいは発達段階に応じたボランティア活動などのさらなる充実と、高校、大学における学校外の学修、例えば就業体験、インターンシップなどに対する単位認定の充実でございます。  
2つ目は、「『新しい実学』に対する社会的評価を向上させるための方策」でございます。  
具体的には、児童や生徒の取組に対し、例えば「ふじのくにジュニア防災士」といった県独自の認定方法を充実させ、将来のキャリアパスにつながる仕組みを構築することや、専門高校等に対する県民の皆様の理解を促進するため、生徒がさまざまな取組にチャレンジする姿をアピールする機会を充実することでございます。  
3つ目は、「『新しい実学』に関する教育体系を更に充実させるための方策」でございます。  
具体的には、農業、工業、商業、芸術、スポーツなどの各分野において高校専攻科の設置、高等専門学校の設定、高大連携など多様な教育体系の実現に向けた検討や、児童・生徒の多様な個性、能力を伸ばすための専門学科等の充実、新たな学科の設置、学科改正等に向けた検討でございます。  
3ページから6ページにかけては、実践委員会における個々の意見を視点ごとに掲載してございます。  
次に、7ページを御覧ください。  
資料2「県産業教育審議会答申『専門高校における新しい実学の奨励の在り方について』の概要」でございます。  
答申のポイントは、8ページの7の(3)にありますとおり、「専門的職業人の育成」、「産業社会の担い手の育成」、「専門高校等の理解促進」を主な柱とし、産学官の連携による社会総がかりの教育を実施す

ることです。

なお、この答申は本日別冊資料としてお手元に配付してございます。  
12ページを御覧ください。

資料4でございますが、「県教育振興基本計画における『新しい実学の奨励』に関連する施策とその位置付け」をまとめてございます。

続きまして、別添の参考資料を御覧ください。

別添の参考資料の1ページ、参考資料1「日本の学校系統図」でございます。これは現在の我が国の学校系統を示したものでございます。

2ページを御覧ください。

参考資料2「新しい実学に関する学科の設置状況」でございます。

1は県内の高等学校における新しい実学に関する学科の設置状況、2は県内の高等専門学校を設置状況でございます。

3ページを御覧ください。

3は県内の高等学校及び高等専門学校の募集定員の割合でございます。新しい実学に関する学科が全体定員の28%を占めております。

また、4は高等学校卒業後の進路の状況でございます。太枠で囲みました新しい実学に関する学科の卒業者のうち、計の欄を御覧いただきますと、約20%が大学に進学、約23%が専修学校に進学、約半数が就職といった状況になっております。

4ページを御覧ください。

参考資料3「専修学校の設置状況」でございます。左から2列目の専門課程に黒丸が記載されている専修学校が、高校卒業者が入学する課程を設置している専修学校でございます。

次に、6ページを御覧ください。

高等学校の専攻科と高等専門学校についての参考資料でございます。

まず表の左側、高等学校専攻科についてですが、例えば、高等学校に専攻科を設置することで、高等学校で3年間学んだ後も継続して専門教育を受けることが可能となります。本県では、県立焼津水産高校に専攻科が設置されております。2年間の専攻科となっております。

次に、表の右側、高等専門学校は中学校卒業後5年間一貫教育で専門教育を受けることが可能でございます。県内には、高等専門学校として国立の沼津工業高等専門学校が設置されております。なお、これまで高等学校専攻科の修了生は大学への編入学が認められておりませんでした。7ページでございますように学校教育法が改正されまして、一定の要件を満たす高等学校専攻科の修了生も大学への編入学が可能となりました。

8ページを御覧ください。

参考資料4「新しい実学の奨励に関するこれまでの取組」でございます。

8ページの1には本県がこれまで実施してきた取組を、9ページの2には国がこれまで実施してきた取組をそれぞれ記載してございます。

10ページを御覧ください。

参考資料5「地域学に関する取組」でございます。本県が現在実施しております地域学に関する取組を11ページにかけてまとめてございます。

12ページを御覧ください。

参考資料6の「『実学』の基盤となる小中学校における地域学習について」でございます。

1には、県内の小学校、中学校が実施している地域学習に関連する取組をまとめてございます。小学校では、自然体験学習や野外体験学習が多く実施されており、中学校では職場体験や職業講話が多く実施されております。

以上で、新しい実学の奨励に関する資料についての事務局説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、「新しい実学の奨励」について、具体的な取組や、取組を具体化する上での課題等について協議をいたします。

まずは、池上副委員長に実践委員会での協議内容にお触れいただき、御意見をお願いしたく存じます。

池 上 副 委 員 長： 実践委員会を代表してお話をさせていただきます。

本日、本編資料の2ページ、資料1「『新しい実学』の奨励に関する3つの視点」に書かれている記載を膨らませる形で前回の実践委員会が出た意見を少し御紹介していきたいと存じます。

まず1点目、「地域学を基盤とし地域等と連携した『新しい実学』を充実させるための方策」では、学校教育の場と現場との連携をもっと体系的にしていくといいという意見が出ました。

経営者をはじめ、企業の方々に学校に来ていただく、またそれを単発ではなくて、しっかりとカリキュラムに盛り込んで、企業の方のお話を聞いた後、子供たちに考えさせる。

また子供たちの夢、希望に対して企業の方たちがそれを聞いてさらにフィードバックのアドバイスをするというような双方向型のやりとりまで含めたカリキュラムを充実させることが大事ではないかという御意見がとても印象的でした。

また一方で、学校の先生方もそういった企業等の現場で経験を経ることが、カリキュラムを走らせるのに大事なのではないかという御意見がありました。これが1点目です。

2点目については、「『新しい実学』に対する社会的評価を向上させるための方策」ということですが、一方で、委員からは、高校までは普通教育をむしろ徹底して行うべきだという意見が出ました。

そのような教養の基盤の上に、それ以降、本当に関心を持った子供



たちが専門性を極めていくといいのではないかという御意見が出たことも確かです。この点も紹介しておきたいと思います。

3点目、「『新しい実学』に関する教育体系を更に充実させるための方策」としては、先ほど事務局からも学校制度の紹介等がありましたけれども、県の産業、経済を担う人材の育成を目指した全国初の公立商業高等学校の設立を含めて、実学の各分野でいろんな形の教育体系の実現に向けた検討を是非進めてほしいという議論がございました。

この2ページの資料には、農業、工業、商業、医療、福祉、芸術、スポーツなど具体的に列挙してあるのですが、そこに加えて、介護など、これからの時代に必要になってくる分野の職業に就く子供たちが育つような、そのような分野の人材になっていくような仕組みを是非考えてほしいという意見もありました。

また、本県においては、とりわけ伊豆エリアで観光業のホスピタリティ教育に力点を置くことができないかという御意見もあって、現在、インバウンドが非常に盛んになってきている状況も踏まえて、さらに、ここに観光というような分野を加えてみてもいいのではないかという御意見もあったことを紹介しておきます。

最後に、私自身がお話しさせていただいたことなのですが、子供たちはどうしても完成品しか知りません。企業の活動というと、目に見える最終完成品のイメージしかないのですが、本県はとりわけ製造業の裾野が広く、いわゆるB to B、ビジネス・トゥ・ビジネスの非常に国際的なレベルの企業も多々あります。そのような完成品には見えないB to Bの営みについても、早い段階で子供たちが知ることができるかと思っています。

また、子供たちが企業の現場を見学する取組や、先生方が企業等で研修する取組などは、それを個々の学校で一からアレンジするのは大変だと思います。そこで是非、企業等と学校のマッチングをするような、例えば、人材バンクの運営協議会のような大きな枠組みの中で段取りや、ある種のモデルケースを提供できると、うまく運用できるのではないかと考えています。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、県の産業教育審議会の答申につきまして、木苗教育長から御説明をいただきたいと存じます。

木 苗 教 育 長： ただいま池上副委員長から実践委員会の御意見をいただいたところですけれども、実学の奨励に関しては、県教育委員会として本年8月21日に静岡県産業教育審議会から、「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」という答申をいただいておりますので、御説明させていただきます。

ただし、これは膨大な資料ですから、実際には今日の会議資料の8

ページを見ていただくと、ここに要約したものがありますので御覧ください。

本答申は、農業、水産、工業、商業、家庭、福祉、芸術、スポーツの8分野で新しい実学を推進するため、本県の専門高等学校、専門高校をはじめ、総合学科など実学の学習を行う学校における教育を対象としております。

そこで、8ページの一覧表を見ていただきますと、第1章では、実学を取り巻く社会の変化を捉え課題を分析した上で、第2章で方策の3つの視点、「専門的職業人として自立し、社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策」、「地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策」、「学科改善及び施設・設備の整備のあり方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策」を記載しております。

この3つの視点については、その下にそれぞれ2つ、また3つの小柱がございます。例えば、視点1では「学力の確保・向上」、あるいは「キャリア教育の推進」、視点2では、「高度化への対応」、「グローバル化への対応」、視点3では、「学科改善」、「施設・設備の整備」、「理解促進」の3つの小柱があって、その下に共通するテーマとしては、「教員の確保・研修の充実」と書き込んであります。

答申の第3章には、8つの分野ごとに、それぞれの具体的な方法が全部記載されております。

先ほど、池上副委員長から御説明いただきました、2ページの資料1の3つの視点と、8ページの答申の3つの視点、小柱を比較してみますと、2ページの1つ目の「地域等と連携した『新しい実学』を充実させるための方策」の内容は、小柱の「キャリア教育の推進」、あるいは「グローバル化への対応」、「教員の確保・研修の充実」におきまして、外部人材の積極的な活用や国内外のインターンシップの充実などの内容が答申されています。

2ページ、2つ目の「『新しい実学』に対する社会的評価を向上させる方策」の内容は、小柱の「学力の確保・向上」、「理解促進」において、実学に取り組む生徒の多面的な評価の重要性、あるいは実学に関する学習内容の社会へのアピールの必要性などの内容が答申されております。

さらに、2ページの3つ目の「『新しい実学』に対する教育体系を充実させる方策」の内容は、小柱の「高度化への対応」、「学科改善」において、高校3年生以降の教育の継続や高大連携の推進、学科改善の必要などの内容が答申されております。

詳しくは、答申本体を見ていただきたいと思います。このように産業教育審議会の答申と実践委員会の御意見は、ほぼ方向性を同じくしてございまして、答申を具体化していくことが同時に実践委員会の御意見を反映していくことになると考えております。

平成28年度の県教育委員会の事業では、このうちインターンシップ

の充実や外部人材の登用、それから実学を県民にアピールするイベントの開催や施設・設備の改善など、県の御理解をいただきながら積極的に実現していきたいと考えております。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に基づきまして、御意見のある方から御発言をいただければと存じます。

溝 口 委 員： 2030年になると、現存する職種の65%がなくなって新しい職種になると、アメリカの学者が発表したデータがあったと思います。知事が進める新しい実学というのは、そのような時代の激しい転換期の中で、求められている職種が変わりつつあることが背景にあると思いました。その中で、地方創生と結びつくのは労働力不足だと思います。とりわけジェンダーの観点からいいますと、現代の社会では女性の労働力が求められており、その女性を専門職に就かせることが非常に大事ではないかと思います。

ダボス会議で、日本の男女平等ランキングは145カ国中101位でした。とりわけ低かったところが女性の高等教育に関するランキングで、日本の女性は専門職に就いていないという結果が出ていました。

そういう意味では、女性に対して専攻科や高等専門学校、あるいは大学への進学を促すことは、女性が専門的な職種につくことを促すことになり、女性の労働力も高まるのではないかと思います。

もう1つ、女性の観点からいうと、女性が働くには子育ての環境も整えなければなりません。しかし、現状は保育士が不足しています。保育士になる人は多いのですけれども、余り賃金がよくないということもあって、途中で辞めてしまう人も多いと聞きます。また、保育所によって、賃金等の格差があるようにも伺っています。それらも是正していき、いろいろと複合的な仕掛けをしていかないと、単に女性の労働力を上げるといっても難しいと思います。

実践委員会でも出た話は、どちらかというところ工業とか商業の話だったと思うのですが、私は介護、福祉に力を注いでほしいと思います。また、保育、家庭などの新しい分野でも、専攻科などが必要ではないかと思います。それが自然と女性の労働力向上にもつながっていくと思います。

もう1つ仕掛けとして欲しいのは、なかなか手が届かない職種に対しての奨学金のあり方です。

例えば、昔は、教員になれば返済しなくてよい奨学金がありました。いまはなくなってしまい残念ですが、介護とか保育士とか、なかなか手が届かないような職種に対して、国や県独自で返済が必要ない奨学金を設立するなど、インセンティブというか、モチベーションを上げるような取組も併せて必要ではないかと思います。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

斉 藤 委 員： 溝口さんの御意見に関連して、私が考えることを述べます。ドイツにマイスター制度というものがあります。私は3年ほど前に、日本の出版流通とドイツの出版流通の仕組みの違いを比較分析するという経産省のプロジェクトに参加して、1週間ほどフランクフルトを中心にドイツを視察してきました。

ドイツでは、本屋になるためには本のマイスターが必ず1人いなければいけません。本だけではありません。パン屋になるためには、ベーカリーの専門学校に通ってマイスターになる必要があります。自動車の組立工は、やはりマイスターの資格が必要です。ビールをつくるにもマイスターの資格が必要です。数は存じませんが、100とか200とかのいろいろなマイスターがあります。

これは伝統的にそのような職業が非常に尊重されているからだと思います。これは素晴らしいことです。

ただ、ドイツでは12歳で、ギムナジウムという大学に行くコースと、マイスターの養成学校に行くコースに分かれる訳ですが、12歳の小学生が将来の職業を決められるかという議論がドイツでも論じられています。私も12歳で自分の進路を決めるということは疑問に思います。

もう1つ、ドイツでマイスター制度の見直しとといいますか、少し柔軟な職業教育に転換しなければならないと言われていています。その理由の一つが、溝口さんがおっしゃったことで、現在は、イノベーションのスピードが非常に早いので、業種の栄枯盛衰とといいますか、それが非常に激しいものですから、恐らく一生の間で3回、4回職業を替わるといってもこれから先は出てくると思われます。

そうなってくると、ドイツの伝統的なマイスター制度というものが、少し修正を迫られてくると思います。

先ほど、池上先生がおっしゃっていましたが、私は教養教育というものが大切だと考えております。結局、実践的な技術というものはすぐに役に立つかもしれませんが、すぐ役に立つ技術というものはすぐ役に立たなくなるという側面もあるわけです。したがって、何が大切かという、やはり一般教養なのではないでしょうか。

中学、高校までは物理でも化学でも、世界史でも日本史でも、哲学でも文学でも、満遍なく幅広い教養教育が必要であると考えます。

そのような教養教育を疎かにせず専門教育を行うことが重要で、教養教育と専門教育が車の両輪となって学校教育を行うことが大切であります。したがって、新しい実学の奨励においても、教養教育を疎かにせず専門教育に力を入れてほしいと思います。

そうすると、3年間でできるかどうかという問題があるわけですが、専攻科等においても、単に役に立つ技術だけではなくて、教養教育を重視したものにしてほしいと考えています。

川 勝 知 事： どうもありがとうございました。  
それでは、興先生に御発言をお願いします。

興 委 員： 先ほど、木苗教育長から、この新しい実学の奨励に関する実践委員会と産業教育審議会の2つの報告や議論が、軌を一にして方向性が概ね合っているとお話がございました。

私は、知事のイニシアティブの下で、有馬委員長が最終報告書をまとめられた「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」で副委員長を務めておりましたので、フィロソフィーが若干変わってきているのではないかと危惧をしております。

もともとは、後期中等教育以降の進路の複線化が大事だということから、知事の肝いりで、いわゆる普通高校ではない実学部門の工業高校等の生徒が活躍できる場をどうしたら作れるのかを考えたのが始まりです。

報告書の中でも記載されておりますけれど、「一人一人の能力や適性は多様であり、それぞれの能力や個性を最大限伸ばさせるためには、教育のあり方自体が画一的でなく多様であることが必要である。特に高校教育段階は、義務教育とは異なり、個人の能力や適性、意欲等に応じて進路が選択されるものであり、一人一人が能力や適性に応じ、明確な目的を持って進路選択できるよう多様な選択肢を用意することが求められる」ということで、新しい実学を奨励し、そうした分野で能力を発揮する若者を社会的に評価し、個々の能力や適性に応じた多様な進路を選択できるようにすることが重要であると考えたわけでございます。

この中で、知事は飛び級制度を強く主張されたところでございます。飛び級制度となると、なかなか個々の大学等の受け入れサイドも難しい局面はあろうかと思っておりますけれど、運用上、方法論は幾らでもあるのではないかと私を委員として申し上げました。

今回、この産業教育審議会の報告書では何が欠けていたかといえば、いわゆる高等教育段階における視点がほとんど盛り込まれていないという点でございます。中等教育に対する高大連携という視点はございますけれど、もともとは、高等教育機関でそういう方々をどうやって育成していくかということがポイントだったはずで、そういう意味で、実践委員会でも、いわゆる中等教育と社会との連携という切り口に留まっております。

そういう意味で、新しい実学の奨励という切り口の何が重要かというのは、新しい実学という言葉というよりも、実学の新しい奨励方法であろうと捉えておまして、そういう観点から、本日の資料の2ページ、3ページ、4ページにございます実践委員会を踏まえた3つの視点の、「地域学を基盤とし地域等と連携した『新しい実学』を充実さ

せるための方策」という大きな切り口、「『新しい実学』に対する社会的評価を向上させる方策」、「『新しい実学』に関する教育体系を更に充実させるための方策」の大きいタイトルは非常に適切だろうと思いますが、中に盛り込まれているものが、もう少し抜本的な具体の取組があっただけではないかと思われます。これではポイントの一番重要なところが欠落しているのではないかと案じられます。

それには、ひとつは私たち教育委員会に責任があるのです。県産業教育審議会は、法律で教育委員会に置くこともできるという、「できる規定」になっていまして、もともと産業教育審議会は知事部局で検討するようなことも含めて十分審議としては可能であり、必要なのです。その部分が教育委員会に置かれたために、中等教育段階から社会との連携の切り口だけになってしまっていて、せつかくのこの有馬委員会の報告の要の部分の部分が欠落したのではないかと案じております。

それが私の今日の指摘の重要なところであります。そういう観点から、盛り込むことは非常に重要だろうと思いますが、これでよしとするのではなくて、もう少し抜本的に中身の見直しをやっていく必要があるのではないかと思います。

その他、いろいろとありますけれど、冒頭、知事や教育長からもお話がございましたように、今日の会議を踏まえて、次回改めて総合教育会議を開催されると言われました。これは事前にいろいろと担当部署とも相談申し上げて、今日の議論を基に、もう1回開催していただきたいということを強くお願いした者として、ありがたく感謝しております。以上です。

川 勝 知 事： 興先生、ありがとうございました。

それでは、渡邊委員に御発言をお願いします。

渡 邊 委 員： 齊藤委員と共通する部分もありますが、やはり学校教育の目的としまして生徒の人格の形成という部分が欠かせないものと考えております。したがって、実学の奨励においては、専門的なことと教養とのバランスをとっていただきたいと思います。

そして、この新しい実学を奨励するために、地域の方や企業の方がたくさん関わることになると思います。私は、子供たちの職業教育に携わった地域や企業の方からお話を伺う機会がございまして、「最初は面倒だと思いましたが、実際に何年か継続して取り組んでみますと、企業の人間のほうが子供たちから刺激を受けて成長していると感じます。また、地域の人間も、子供たちと関わることによって地域活性化について真剣に考えるようになっていくという副次的な効果もあります」と聞いております。ですから、是非この方向性で進めていただければと考えます。

また、もう1点でございますが、現在、職業高校を中心に実学という

ことが考えられているかとは思いますが、実際に普通科の高校生もこういう職業的な体験をすること、また地域活動へ参加することによって自分の進路について真剣に考えるということが必要ではないかと思っております。

これは後段にお話しします大学・大学院とも関連してくると思いますが、実学系の専門高校で行っていることの一端を、是非、普通科系の高校生にも体験させていただきたいと存じます。

また、職業に就くことがゴールということではなくて、その仕事に就いてどう社会貢献をしていくのか、どう静岡県の役に立っていくのかという視点でも、子供たちに考えさせるようなチャンスを与えていただけると、より効果的な静岡県独自の取組になっていくのではないかと考えました。以上です。

川 勝 知 事： 一当たり御意見を賜りまして、まだ御意見もあるかと存じますけれども、時間の関係上、次の協議に移らせていただきます。

次に、議事の2つ目、大学、大学院の充実について、協議をさせていただきます。事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局： 事務局から、大学、大学院の充実に関する資料を御説明いたします。

本編資料の9ページにございます資料3「『大学、大学院の充実』に関する2つの視点」を御覧ください。

実践委員会の意見を踏まえまして、本日の協議のために知事から2つの視点が提示されております。

1つ目は、「県内の大学、大学院の魅力向上」でございます。

具体的には、県内高校生の県内大学への進学を促進するとともに、魅力ある学部・学科・コース等の整備をすること、駅前など利便性のよい場所にサテライトキャンパスを開設するなど、意欲ある全ての人に学習機会を提供できる環境を整備すること、海外からの優れた人材を確保するため、県営住宅の空室の活用など留学生の住環境を更に整備することや、留学生向けの奨学金制度の充実など経済的負担軽減への取組、また県内大学の連携組織であります「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の機能の充実と、県内大学と県外の大学、大学院、研究機関との連携を強化することでございます。

2つ目は、「小・中・高校と大学、大学院の連携の推進」でございます。

具体的には、県内の高校と大学の生徒、学生や教職員の更なる交流の場を設置することや、県内大学に在籍している留学生等と小・中学校の児童・生徒との交流を促進すること、また意欲のある高校生が早期に大学の教育、研究等に触れる機会や、個々の能力に応じて早期に学位を取得できる制度を充実させることでございます。

10ページから11ページにかけまして、実践委員会における個々の意

見を視点ごとに掲載してございます。

13ページを御覧ください。

資料4の2でございますが、「県教育振興基本計画における『大学、大学院の充実』に関連する施策とその位置付け」をまとめてございます。

続きまして、別添の参考資料を御覧ください。

別添参考資料の13ページ、参考資料7「県内の大学、大学院等の状況」でございます。

本県には、大学が15校、大学院が3校、短期大学が6校、高等専門学校が1校、合計25校の高等教育機関がございます。

(2)の表のとおり、キャンパス数は中部が13か所と最も多く、次いで西部が11か所、東部が6か所となっております。

14ページを御覧ください。

一番下の(3)年度別推移にありますとおり、最近5年間の学生数は合計3万8,000人台で推移しております。

15ページを御覧ください。

(4)出身地別学生数は、大学では県内出身者の割合が59.4%、短期大学では県内出身者の割合が84.4%となっております。

16ページを御覧ください。

高等教育機関への入学者数でございますが、(1)に記載のとおり、平成27年度の入学者数は合計1万511人となっております。

17ページを御覧ください。

1に記載のとおり、県内の高等教育機関の直近5年間の卒業者の合計は9,700人前後で推移しております。

18ページを御覧ください。

社会人への学習機会の提供については、県内に本部を置いている大学及び短期大学、15校ございますけれども、この15校全てが社会人特別選抜入試と科目等履修生の制度を設けております。これは直接資料からは読み取れませんが、そのような状況にはなっております。

19ページを御覧ください。

下段の本県で学ぶ留学生の数の状況でございますが、直近4年間を見ますと、留学生数は2,200人前後で推移しております。

20ページを御覧ください。

参考資料8「県内の高等学校卒業後の状況」でございます。

右上の図12にございますとおり、県内の高等学校卒業後、大学、短大等に進学する者も割合は53.9%となっております。

21ページを御覧ください。

参考資料9「小・中・高校と大学・大学院の連携の推進に関するこれまでの取組」でございます。「1 高校等における大学・大学院の連携の推進に関するこれまでの取組」と、「2 高校と大学の教員等の対話に関する取組」をまとめてございます。



22ページを御覧ください。

資料10「県内公立高校における高大連携の実施状況」でございます。「高校と大学の連携・接続のあり方検討委員会」の最終報告書が出されました前後の年で比較いたしますと、大学と連携している高校の数は、平成24年度末の74.3%から26年度末には82.1%に増加し、生徒数で見ますと8,870人増加しております。また、高大連携に関する取組の件数は564件から850件に増加しております。

本日は、別冊の資料といたしまして、「静岡キャンパスガイド」と「ふじのくに地域・大学コンソーシアムパンフレット」をお手元に配付してございます。

以上をもちまして、大学、大学院の充実に関する資料についての事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、大学、大学院の充実につきまして、具体的取組、取組を具体化する上での課題等について、協議をさせていただきます。

まずは池上副委員長より、実践委員会での協議内容に触れていただきながら御意見をいただきたいと存じます。

池上副委員長： 皆さん、本編資料の9ページを御覧いただきながら、私の話をお聞きいただきたいと存じます。

大学、大学院の充実については2つの柱がございました。県内の大学、大学院の魅力向上、そして小・中・高と大学、大学院の連携の推進ということです。

まず、前者につきましては、黒い丸が4つありますけれども、具体的な意見を御紹介していきますと、まずはもちろん小・中・高の先に大学があるという見方があるのですけれども、生涯学習の一環として、いわゆる学齢期を終えた人たちが大学や大学院で専門的な学びを得る、あるいはそれが職業に直結しないとしても、生涯学習としての豊かな学びをもたらすというような観点が重要であろうという前提のもとに、例えば、静岡駅の近くに県内の大学が共同で利用できるような会議室のような場所、そういったところで各大学の授業あるいは大学院の授業ができるような、そんな仕組みができないだろうかという御提案がございました。

それから、海外からの優れた人材の確保ということで、留学生の呼び込みと定着のためにどんな仕組みが必要かということで、やはり居住環境の整備というのがまず第1点出てまいりました。

具体的にいうと、県営住宅の空室の活用などもあげられるのではないかと提案もあったわけですが、一方で、空きの多い県営住宅のほとんどは郊外にあって、キャンパスや市街地から離れている。そうすると、それは留学生を囲い込むことになってしまいやしないか。そ

ういった孤立は決してよくない。むしろ、街中で日本人と外国人学生が一緒に生活するような、そういう空間を作ることは学生たちにとっても大事だし、街にとっても賑わいをもたらすことになるのではないかという御指摘もございました。

また、留学生のために、静岡県で学んで卒業後一定期間静岡県内に勤務したら奨学金は無償にすると、そのような奨学金の制度の考案も大事かもしれないという声もございました。

「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の機能の充実はそのとおりですが、私も大学の一員として、このコンソーシアムは現在、必ずしも十分に機能しているとは言い難いと思っています。したがって、それを実体化させていくということ、是非これから先考えていきたいと思っております。

2つ目の連携の推進でございます。

これについては、既に大学の教員が高校などに出かけていたり、小・中の子供たちと連携したりということはあるのですが、もっと実体的で長期的というか、1回限りでない連携のあり方を模索してはどうかという意見もありました。

例えば、グローバル化の時代の英語教育のあり方、アクティブ・ラーニングのあり方等について、高校側にもどうしたらいいのかというニーズがあります。

大学の側も、高校までにどのようなことをやった生徒が入ってくるのか、そこを知った上で接続を考えたいというニーズがあります。

そこをうまくつなげていくような仕掛けがウインウインの関係でできるのではないかと考えています。ただ、個々の高校と個々の大学がエントリーするのは大変なので、例えば、そこに県教委が介在することによって、ハブのような役割を果たせるのではないかと意見もございました。

既に、留学生たちは「ふじのくに親善大使」ということで、国際交流協会の主催ですけれども、小・中学校等に出掛けていくことがございます。これをもっと広範に、とりわけ中部は多いのですが、東部、西部などで、もっとこの制度を充実させるといいのではないかと考えております。以上でございます。

川 勝 知 事： どうも池上先生、ありがとうございました。

それでは、御意見のある方から御発言をお願いいたします。

興 委 員： 今回、実践委員会を踏まえた知事からの御提案については、基本的に非常にポイントをついたものになっているものと考えております。

本日お話があった、留学生対策としての宿舎の確保問題、これは極めて重要な問題であって、個々の大学が外国人留学生を抱えようとしても、憂慮されるのはやはり宿舎問題でございます。

特に、大学に留学生の宿舎が完備されていない場合は、民間のアパート等を借りなければならず、連帯保証人をどうするかというような問題まで現実には起こってきます。

大学としても、もっと踏み込む必要があるだろうと思いますが、個々の大学にはそれぞれの事情があると言わざるを得ない状況がございます。

そういう意味で、県営住宅の空室利用等を含めて、そのような知恵が出されてきているのは大いに評価されることであって、最初からベストな解決策でなくても、まずはスタートさせて、運用の経験を生かしながら改善策を図るよう取り組んでいくということもあっていいのではないかと思います。

また、留学生と日本人学生を交流させるというようなこともございます。私も静大の学長時代に、日本人学生と留学生が基本的には共に生活することを条件として、浜松に新しい宿舎を設けたことがございます。

また、東京でも、お台場の未来館に隣接する敷地で留学生会館がございますけれども、その条件は日本人の学生諸君が2年間に限って共に生活をするという条件で積極的にやっております。

お台場ですら遠いという声が上がってございましたけれども、これから開催される東京オリンピックなどを考えてみますと、非常に魅力ある場所となってくるのではないかと思います。そういうことによって留学生諸君もさることながら、日本人学生の国際化というのが進んでくるであろうということにも、極めて重要だろうと思います。

あわせて、本編資料10ページの「2 県内大学、大学院の魅力向上」の上から4番目のプロットに、「実学、実学とって何か急いでいるみたいだが、急がば回れで、図書館を充実させたり、博物館を充実させたりして、学生たちが自主的に学ぶ環境を整備し、生涯学習として、社会人がそういう中に入って行って、次第に学問的にもっと先を追い求めるような雰囲気と環境を作っていくことが大事」であると触れられております。

これは、極めて重要なことではございますけれども、思いを持っている学生は、それで道を拓いていくのは必至でございます。けれども、むしろ、そうではない方々の中で、宝物となる金色の輝きをもたらす可能性がある人をどうやって見出して取り組んでいくかというのが教育の重要なところであり、それには、私が最初に申し上げました有馬委員会の飛び級制度などでございますが、そういう観点から、肩を押す取組を同時に行っていくことが必要だろうと思います。

県内の大学、大学院の充実に関しては、基本的には、大学に関する権限は、県知事が所管されておりますので、教育委員会としては関与する術がないわけでございます。本題は教育委員会も知事の施策を後押しする観点から、県内の大学、大学院の充実に関する環境整備だけで

はなくて、あそこに行けばこういう分野の研究が進められるんだという輝きのある学科目の取組が樹立されることが重要だろうと思います。この場に県立大の学長をやられた教育長もいらっしゃるわけですが、私が静大の学長になって常々言われましたのは、北東アジアのことをやられておる静岡大の学長さんですねということでした。いや、あれは県立大ですよと、いつも否定せざるを得ない、非常に立場が苦しい状況でございましたが、誰が見てもそうだという魅力ある取組みが図られてくると、そこに行って勉強・研究しようということになるかと思えます。

また、中国の浙江大学の学長、副学長ともお話をしましたとき、優秀な大学や、研究成果が出るところには、国費留学生を幾らでも派遣しますよと、と仰っておいででした。反省しながら、そうした大学にしなければならぬと痛感のし通しでした。

県内の大学や大学院で、そのような国費留学生を受け入れるために、何が必要なのかという視点が、本編資料9ページに書かれている、「大学、大学院の充実に関する2つの視点」の中には、残念ながら盛り込まれておりません。

基本的には、公立大学法人静岡県立大学は知事部局の権限で取り組めることがあるでしょうが、国立大学はそうはいきません。それに対する取組もこの中に1つ盛り込んでいただくと、すごく魅力のあるものになるだろうと思います。

飛び級制度の問題は、9ページの資料3「小・中・高校と大学、大学院の連携の推進」の一番下に、「意欲のある高校生が早期に大学の教育・研究等に触れる機会や、個々の能力に応じ、早期に学位を取得できる制度の充実」と触れられております。飛び級に関する話が、ここに入っていることは理解しますが、ここだけではなくて、「新しい実学の奨励」において、そのような切り口が欲しかったと思います。

あわせて、最初の資料1並びに資料2に共通するものとして、静岡で行うとしたら何だろうということになると、本編資料の2ページの冒頭にありますように、地域学を基盤とし、地域等と連携した取組、静岡でしかできない研究の取組が、ひとつには、静岡の地域を生かしたものであり、北東アジアの問題は別に静岡である必要ではなかったでしょうが、そういうことも当然あってよいと思いますので、それも含めて魅力ある大学、大学院教育ということはどうしたらいいかを考えていくことが必要であると思います。以上です。

川 勝 知 事： 興先生、どうもありがとうございました。  
他には、いかがでしょうか。

斉 藤 委 員： 県内の大学、大学院を活性化することは非常に大切な問題です。興先生が学長OBとして、魅力ある学部・学科を作ることが一番大切であ

るとおっしゃいました。それから、留学生の宿舎の問題もあります。

いろいろな問題がありますが、ここにいる皆さんは、大学の現職の先生やOBの皆さんばかりで、関係ないのは私と渡邊さんだけです。少し口幅ったくて言いにくいのですが、大学の外から見ると、一言で言うと、大学生にもっと勉強してもらいたいと思います。

大学自体が非常に大衆化したということはあるのですが、本当かどうか知りませんが、分数ができない大学生がいるとか、経済学士なのに経済学の本を1冊も読まないで卒業した学生がいるとか聞きます。

出口のところでは企業も困るということでありまして、中学生や高校生ではなく大学生なのだから、しっかり宿題を与えて、来週のゼミまでに100ページ、200ページ読んできてレポートを出せという教育をやらせることが、まず何よりの大学の活性化だと私は思います。

それからもう1つは、企業との連携というものが非常に大切だと思います。これは、新しい実学の奨励でも話題になりましたが、例えば、地域金融機関からしかるべき社員に出前授業をやらせて、金融というのはこういうことだ、銀行業務というのはこういうものだというのをしっかり教えてもらうとか、文芸大でいえば、例えば、お茶とかお花とか、そういう日本の文化も大学の先生が教えるだけではなくて、お茶の先生とかお花の先生とかに来ていただいて、本当にお茶室に座って授業を行うとか、もっといろいろと学外の方との連携を深めていくことが大学の魅力につながっていくのではないかと思います。

昔の企業は、利益を上げて税金を納めさえすればそれでいいという感じでしたが、今はCSRといってコーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ、つまり、企業の社会的責任が問われています。

したがって、大学等に出前授業で社員を出していきとか、大学生をどんどん受け入れて、彼の就職の問題だけじゃなくて、机の上で習っていることが社会の現場に来ると、一旦その理論は否定されるというような厳しい社会を経験させることとか、そのような取組を行って、社会貢献をするということも企業は考えています。

どんなことで社会貢献、CSRを実現しようか、企業は一生懸命考えているわけですから、そういう企業と商工会議所や青年会議所、商店街と連携しながら、大学がもっと社会と近い存在になっていただくことも大切なのではないかと思います。以上です。

池上副委員長： 本学では、既にお茶の体験演習といたしまして、1年生の必須科目として、茶室で行っております。

また、実践委員会でも、学生たちが地域でいろいろと体験する、企業などで体験することを奨励するために、単位化を是非考えてほしいという意見が複数の委員からありました。

本学においては、今年度から実践演習という名称の科目ができて、いろいろな地域での活動を単位化するような、そういうカリキュ

ラムも始まっています。

学生たちは教室で本を読んだりするだけでなく、地域で学んで問題意識を持って、それでいわゆる理論を学ぶ動機が高まる、理論を学んで現場で考えると、その往還的な中で成長する学生が多いように思います。

渡 邊 委 員： 生涯学習の場としても重要であるということに触れていただけたのが非常に嬉しく思います。

社会に出た者が、もう一度学び直す場というだけでなく、そういう年配の方が学ぶ姿を見て、若い人たちが刺激を受けて学ぶ部分もあると思います。そのあたりがこれから充実していけばよいと考えます。

また、秋田にある大学のように、そこの大学を出たらこんなに強い人材になるというようなPRポイント、何を個性として打ち出すかということ、しっかりと足場を固めて進めていただけると、いい大学、大学院になっていくのではないかと思います。

溝 口 委 員： 県内の大学、大学院の魅力の向上にフォーカスして意見を述べます。

特に静岡県は、若者の県外流出が問題視されていますけれども、大学にいて感じるのは、県外からたくさん学生が来ているということです。とりわけ、沖縄県とか北海道とか、富山県など北信越方面から学生が多く来ているように感じます。

その子たちに、なぜ、大都市でなく静岡に来たのですかと聞くと、大都市にはない魅力が静岡にはありますと答えます。

大都市の東京都とか大阪府だと、田舎から出る子にとっては、少しハードルが高いというか、冒険しなければいけないところがありますが、静岡はちょうど中間で、気候が穏やかであったりとか、企業が多かったりして、就職も見据えた部分ではすごく魅力がある。

そういう学生をターゲットにすると、静岡は一番にならなくても、あるいは、東京をライバルにしなくても、二番手あたりで、そのような学生が来る要素はあるのだと思いました。

2点目ですけれども、実は私、この秋に東大で博士号の学位を取りまして、秋季学位式に出ました。驚いたのは、学長のスピーチも答辞も全部英語でした。私の隣もほとんど外国人で、80%以上が外国人だったと思います。たまたま秋季というタイミングもあると思いますが、東大でも修士や博士という学位を外国人のほうが多く取っています。

また、発展途上国出身の方々が多くて、そういう人たちが母国に帰ると、国を支える主要な人物になっていくわけです。

実際に、学位を取られた方々の話を聞くと、国の中心になっていくような人物ばかりで、もちろん、質の高い教育をしていくことが前提ですが、国際戦略という意味でも、県内の大学や大学院が学位の出し方についても、まだまだ工夫できると思います。

3つ目は、私がフランスでコーチをしていたときに驚いたのが、ワインの美味しいアキテーヌ地方でボルドーワインが有名な場所に国立のボルドー大学があるのですが、ボルドー大学の中にワイン醸造学科とソムリエ学科があつて、ものすごく人気で、学費も高いそうです。

社会人の方がほとんど入学されるのですけれども、新しい実学の奨励の議論と併せて、静岡ならではの産業で、マイスターに近い形になるかと思いますが、そういうところではマーケットがあると思います。

多分、フランスでもワインソムリエ学科というのはボルドーだけだと思います。魅力のある大学、大学院のあり方として、そのような戦略も考えられるのではないかと思いました。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

一当たり承りましたので、議事の都合で3つ目の教育に関する「大綱」(素案)につきまして、議論を賜りたいと存じます。

事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局： 事務局から、教育に関する「大綱」の素案について御説明いたします。別添資料の5-1「ふじのくに『有徳の人』づくり大綱(素案)」を御覧ください。

1 ページ目をお開きください。

「はじめに」として、本県の目指すべき教育のあり方や方向性について、知事の巻頭言を掲載いたします。

次に、2 ページを御覧ください。

「大綱の位置付け」でございます。本大綱は、本県の教育の目標や施策の基本計画を県民にわかりやすく伝えるものでございます。教育に関するより高い理念を示しております。

2 ページの下を御覧ください。

「大綱の期間」でございます。現行の県総合計画、県教育振興基本計画の期間と合わせて、平成29年度までといたします。

3 ページと4 ページを御覧ください。

この2 ページが大綱の中心部分となります。今年度の実践委員会、総合教育会議の協議内容を中心に、これまでの知事の御発言や総合計画、教育振興基本計画を踏まえましてまとめたものでございます。

まず、「本県教育の基本目標」は、「有徳の人」づくりといたします。

「有徳の人」の育成のためには、子供たち一人一人の個性を伸ばす教育を社会全体で進めていくことが重要であります。そこで、『文・武・芸』の三道の鼎立を目指します。

そして、地域の子供は地域の大人が育てるという意識のもと、家庭・学校・地域・職場など横の連携により社会総がかりで進めます。

また、子供から大人まで人生のそれぞれの段階に応じた縦の接続を推進し、多彩な学びの場を提供いたします。

この3点を本県の教育理念として、県民にわかりやすく示すため『有徳の人』づくり宣言」という形をとります。

5ページを御覧ください。

本大綱の期間中、重点的に取り組んでいく事項を記載いたしました。この中には、今年度の実践委員会、総合教育会議の協議結果が反映されております。

6ページを御覧ください。

大綱の「重点取組方針」を進めていく施策体系を示しております。これは知事が中心となって策定した現行の教育振興基本計画の施策体系でございますが、5ページの取組方針は全て含まれておりまして、現時点では教育振興基本計画の修正は必要ないと考えております。

恐れ入りますが、次に会議資料本編にお戻りください。

会議資料本編、14ページでございます。

本編14ページ、資料5-2「教育に関する『大綱』策定スケジュール」でございます。

本日の総合教育会議で御協議いただいた後、今月から来月にかけてパブリックコメントを実施したいと考えております。あわせて、この期間に市や町、関係団体等へ素案をお示しするとともに、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会にも報告をしたいと考えております。

その後、2月に開催いたします第5回の総合教育会議で教育委員会、県民、市や町、有識者の皆様の御意見を反映させた大綱案をお示しし、本日お集まりの皆様の合意をいただきたいと考えております。

総合教育会議での合意形成後、大綱のリーフレットを作成し公表することとしております。

以上で、教育に関する「大綱」の素案についての事務局からの説明を終わります。

川 勝 知 事： ありがとうございます。  
御意見のある方から簡潔にお願いしたいと存じます。  
それでは、興先生、お願いいたします。

興 委 員： 3ページに、「有徳の人」の定義が記載されていますが、自分との関わりということで見てみますと、「有徳の人」というのは、そうした人物になるには高い壁があり、難しいと思った次第でございました。

「有徳の人」が何であるかということは、これまで「有徳の人」づくりという切り口では、いろいろな所で謳われていますが、こうした視点での取り上げ方はあまり見たことがありません。

そこで、「自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人」、さらには、「大切にする人」、「行動する人」ということで、明確に規定されています。もっと努力目標とか、「しようとしているような人」も含



み得ることができないものなのかと思いました。

大綱では、『有徳の人』づくり宣言」がまとめられておりまして、これまでの基本計画では、『文・武・芸』三道の鼎立」については、学校づくりという形で規定されていたものが、独立して「実現します」と宣言することは、時宜を得たものと思います。

それ以外の、「地域ぐるみ」等の宣言についても、大きな柱として極めて結構なものかと思いました。

ただし、本大綱のカバーする期間でございますけれど、最初の2ページに現行の後期アクションプランや県教育振興基本計画のカバーする29年度までと記載されております。

しかし、日本の理想郷をつくるという静岡県の総合計画の基本構想は、平成31年度までを見通されて目標を立てられています。したがって、大綱も2年間ではなくて、現行の総合計画の基本構想がカバーする31年度までを見通されてもいいのではないかと思います。

残された期間が余りにも短すぎると感じます。この大綱というのは、これに基づいて具体の教育の柱などを定めていくものでございます。大綱をもっと長くカバーするようなものにして、これに基づいて次期の計画などは見直しをしていけばいいのではないかと思います。

それと、全体のくくりの問題でございます。5ページにある種々のいろいろな議論を踏まえた「重点取組方針」が全部で7つ上がっております。次ページに「本県教育の基本施策」、これはもう既に規定のものでございます。

「重点取組方針」を先に掲載し、「本県教育の基本施策」が後から出てくる構成になっておりますが、これをひっくり返してもいいと思いました。

あわせて、最初に「確かな学力の育成」と触れられておりますが、単に学力だけでなく、学力、体力とか、もっと広く取り上げたほうが「有徳の人」らしいと思いました。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

大綱の策定は、非常に大事なことです。短い時間で意見を全部言い切ることはできないと存じます。本日は、私から素案を提示し、内容を御説明申し上げましたので、教育委員の皆様にお持ち帰りいただきたいと存じます。その上で、興先生からいただきましたように、構成等についても忌憚なく御意見を賜りたいと存じます。

この、「有徳の人」というのは、遠山敦子先生を委員長とする、理想の学校教育具現化委員会が基になったものです。草柳大蔵さんが作られたものが一度ありまして、次に、遠山敦子先生が作ってくださったものが基になっており、それを踏まえております。

そうした経緯もございまして、これを尊重しているわけでございますけれども、現状に見合った形で書きかえも可能ということで、もう

1回、総合教育会議で大綱について協議いたしますので、冬休みの宿題というとおかしいですけれども、お年玉としてこれを差し上げますので、しっかり増やして、こちらにお年玉をいただければと思う次第でございます。

御意見は知事部局のほうにいただければいいです。ただし、教育長としっかり諮りまして、最終案のところでは皆様方にお時間を賜るようにしたいと存じます。

興 委 員： 今の知事のお話に関連してですが、私は、先ほど、次回の総合教育会議を踏まえて決められるというのでありがたいと申し上げました。

本編資料の14ページでございます、パブリックコメントの実施が12月から1月に予定されております。それまでに、意見を出したら、必要なもの、意味のあるものは考慮していただけるのかどうか伺います。

川 勝 知 事： これは素案でございますので、パブコメに出して、県民の皆様の御意見を賜りたいと思っています。それと同時に並行で、委員の先生方の御意見も賜りたいと存じます。

最終的に、それらを踏まえて最終案に結実させるということでしょうか。順番としては、同時並行ということになるかと存じます。

溝 口 委 員： この大綱の目玉は「有徳の人」で、「文・武・芸」だと思います。したがって、5ページの「重点取組方針」についてですが、興先生もおっしゃっていたように、「文」はいいのですが、「武」と「芸」はカバーし切れていないという印象を持ちました。

まだ時間もあると思いますので、知事の思いが盛り込まれるように、検討していただきたいと思います。

知事が策定された現行の教育振興計画は大きなものでしたが、計画に記載されている内容を知事の言葉に置きかえたものが大綱だと、改めて、素案を見て感じました。知事の思いがふんだんに詰まったものができ上がることを期待しております。以上です。

川 勝 知 事： ありがとうございます。

それでは、本当に恐縮でございますけれども、残り時間がなくなつてまいりましたので、ここで協議は終了させていただきまして、教育委員会を代表して木苗先生から一言お言葉をいただきます。

木 苗 教 育 長： 本日は、実学の奨励、あるいは大学、大学院の充実、教育に関する「大綱」の素案について、皆様から忌憚のない前向きな御意見をいただけたと思っております。

すぐに実行できるもの、あるいは実現に向けて幾つかの調整が必要なもの、また財源が必要なもの、また知事部局、教育委員会、民間と

の連携が必須なものもございますので、これらについては御提言いただいたことを推進する方法を考えていきたいと思っております。

なお今後、教育委員会としては知事部局等と連携して、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、そして社会と一貫した共通の理念を持って、オール静岡の体制で静岡県の児童・生徒、学生の健全でローカル的、またグローバルな視点で物事を考え行動ができる人材育成に取り組んでまいります。

是非、今後とも皆様にはいろいろと御助言いただけたらと思っております。本日はどうもありがとうございました。

川 勝 知 事： それでは、予定した議事を終了いたします。

新しい実学の奨励につきましては、マイスターという話が出ました。マイスターを静岡県に置き換えれば、漁業経営士とか農業経営士であるとか、美術館やSPAC、経営者を含む企業の方々を上げることも可能でございます。

それから、留学生の問題につきましては、本県は国際化を目指しておりますので、日本人の国際化を含めて、留学生の受入れと双方向でやらなければなりません。

実学の奨励というと、何となく人格形成が疎かになりかねない印象を与えますが、それではいけません。渡邊委員が言われますように、立派な人をつくる、徳のある人をつくっていくことが大切であり、人格形成等を決して忘れてはいけません。

この議論をもう一度、池上先生を通して実践委員会におろすとともに、パブコメ、実践委員会、最終的には総合教育会議でもみまして、実現するべきこと、調整をするべきことも、本編資料のタイムスケジュールどおりやっていきたいと思っております。是非、この期間に集中的に、御意見を我々にいただけるよう、お願いを申し上げまして、閉会いたします。どうもありがとうございました。

事 務 局： 皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の総合教育会議でございますが、2月の開催を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第4回静岡県総合教育会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

【閉 会】